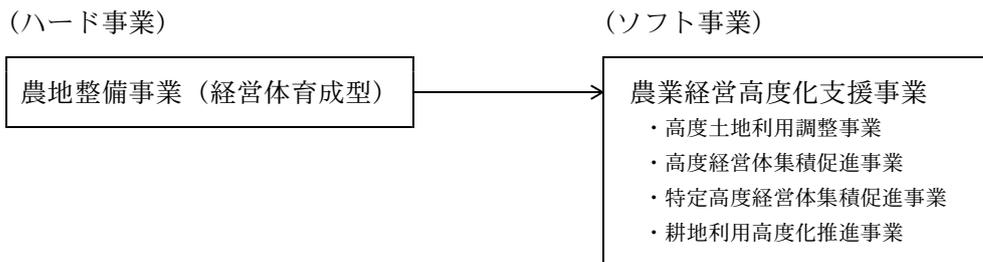


農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	-------------------------------------

目 的

区画整理を中心とした土地基盤の総合的な整備と、既に整備された優良農地の施設の老朽化等に対応した更新整備を、地域農業の展開や担い手の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的に実施し、将来にわたって優良農地の適切な維持・保全を図るものであり、意欲ある経営体による農業の展開を推進する。



※本事業は、経営体育成基盤整備事業（一般型）、経営体育成基盤整備事業（面的集積型）、経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等体育成型）を統合したものであるが、採択要件、負担割合は旧事業に基づいている。

採 択 要 件 （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）による）

- 1 事業完了時において、事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合は、これが20%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合は、これが7ポイント以上増加すること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合は、これが42%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合は、これが3.5ポイント以上増加すること。
 - ・事業採択時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合は、これが66.5%以上となること。
 - ・事業採択時における担い手農地利用集積率が66.5%以上である場合は、事業実施により、これらの担い手への面的集積が図られること。
- 2 受益面積が20ha以上であること。（ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可）
- 3 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 4 農業経営高度化支援事業の実施に当たっては、上記1及び次の要件を満たすこと。
 - (1) 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が促進計画に定める目標年度までに一以上育成されることが確実に見込まれること。
 - (2) 別表の区分の欄の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)の高度経営体面的集積促進事業を行う場合に当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

事業内容

(1) 農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア、イは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

※ほ場整備事業実施要綱及び土地改良総合整備事業実施要綱により採択した事業については、経過措置として従前の例により継続するものとする。

- ・ほ場整備事業（担い手育成型）区画整理
- ・土地改良総合整備事業（一般型）

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (面的集積型))	50	27.5	10	12.5	一般地域に適用
			30			H18～H22新規地区適用
			32.5	7.5	10	H13～H17新規地区適用
			35	5		～H12まで新規地区適用
		55	27.5	7.5	10	中山間等地域に適用
			30	5		～H22まで新規地区適用

(2) 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営 高度化支 援事業	(1)高度土地利用調整事業					
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業					
	高度経営体面的集積促進事業	高度経営体への農用地の面的利用集積に向けた促進支援	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	50 (55)	—	—	

(1)のイについては、市町村、土地改良区等が実施主体、(2)、(3)については、市町村が実施主体（ ）は中山間地域に適用

